



第21回 定時株主総会 招集ご通知



開催日時 2021年6月25日（金曜日） 午前10時

開催場所 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー6階
ステーションコンファレンス東京 602

議案
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対するストックオプションによる報酬支給の件

【ご来場自粛のお願い】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、極力、書面により議決権を行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

エムスリー株式会社

証券コード：2413

目次

株主の皆様へ	1
招集ご通知	
第21回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件	4
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対するストックオプションによる報酬支給の件	6
会社法第437条および第444条に基づく提供書面	
事業報告	9
連結計算書類	24
計算書類	26
監査報告書	28

株主の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の拡大につきまして、罹患された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い回復と事態終息をお祈りいたします。

この一年間、当社においてもグループが一丸となり、「新型コロナウイルス感染症に感染する人を一人でも減らし、感染者で重症化した人を一人でも多く救う」という目的のもと、少しでもお役に立てるような様々な展開をしてまいりました。

■新型コロナウイルス感染症に対する取り組み

- ・米国で多数のワクチン治験プロジェクトに参画。米バイオテクノロジー企業モデルナのワクチン治験においては米国で最初の被験者を当社施設において登録。
- ・全国の自治体を対象にワクチンの接種を担う医師等を紹介するサービスを開始。
- ・胸部CT画像から新型コロナウイルス感染症肺炎に見られる画像所見の確信度を提示し、医師の診断支援を行う医用画像解析ソフトウェア「COVID-19肺炎画像解析プログラム Ali-M3」の製造販売承認を取得、提供開始。
- ・医療現場で働く医療従事者の方々の感染リスクを低減するため、協賛企業と一緒に200万枚のマスク、6万セットのフェイスシールドを1万超の医療現場に無償提供。
- ・ソニーと協業し、医療・介護施設への遠隔面会システムの無償提供等の支援を実施。

今後とも新型コロナウイルス感染症の問題解決に向け、少しでもお役に立てるよう、取り組んで行く所存です。

また、新型コロナウイルス感染症以外においても「インターネットを活用し、健康で楽しく長生きする人を1人でも増やし、不必要な医療コストを1円でも減らすこと」という当社のミッションの下、引き続き様々な取り組みを行ってまいりました。その主要な取り組みを幾つか紹介いたします。

■医療従事者向けウェブサイトを拡充

- ・日本で運営する医療従事者専門サイト、「m3.com」の医師会員数が30万人を突破し、日本の医師の90%以上が利用。調査では、「m3.com」は医師が最も有用と考える医薬品の情報源。

■製薬会社の営業マーケティング活動のDXを加速

- ・製薬企業から医師への情報伝達の効率化：製薬企業からm3会員医師に治療の最前線情報を提供する「MR君」では約1億回のメッセージを配信。
- ・Web講演会を通じた専門家の知見共有：ウェブサイト上で会員医師向けに講演会を行うリアルタイムのWeb講演会を約4,000回開催。のべ540万人の会員医師が参加し、各分野の専門家から最新の知見を広く共有。
- ・MRのDXを支援する「my MR君」を特別プランで展開。全MRの約3割にあたる35社、16,000人のMRが利用を開始。

■医療現場のDXへの取り組みを展開

- ・No.1クラウド電子カルテ「エムスリーデジタル」の導入件数が2,600件に拡大。
- ・オンライン診療サービス「LINE ドクター」を一部医療機関で先行提供を開始。
- ・医療機関向けキャッシュレス決済サービス「エムスリーデジタルスマート支払い」の開始を発表。

今後も、当社のミッションの達成に向け、様々な取り組みを順次展開していく所存です。引き続き変わらぬご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

2021年6月 代表取締役 谷 村 格

株 主 各 位

東京都港区赤坂一丁目11番44号

エムスリー株式会社
代表取締役 谷 村 格

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月24日（木曜日）午後5時45分までに到着するようご返送ください。本株主総会における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応については次頁に記載しておりますが、株主の皆様におかれましては、極力、書面により議決権を行使いただき、ご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー6階
ステーションコンファレンス東京 602
3. 目的事項
報告事項 1. 第21期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第21期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対するストックオプションによる報酬支給の件

4. 招集にあたっての決定事項

当社では、定款第17条の定めにより、代理人により議決権を行使される場合の代理人は、当社の株主に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 本株主総会招集ご通知提供書面のうち、事業報告の「新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結持分変動計算書」、「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令および定款第15条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://corporate.m3.com/>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知提供書面には記載しておりません。したがって、本株主総会招集ご通知提供書面は、監査等委員会または会計監査人が監査報告または会計監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。
 - 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - 本株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について

本株主総会における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応につき、下記のとおりご案内いたしますとともに、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、株主総会当日までの感染拡大の状況や政府の発表内容等により、本株主総会の運営に関して大きな変更等が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://corporate.m3.com/>）にてご案内いたします。

記

■株主様へのお願い

- ・株主の皆様におかれましては、健康状態にかかわらず、極力、書面により議決権を行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。
- ・書面により議決権を行使いただける場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月24日（木曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

■ご来場される株主様へのお願い

- ・ご来場される株主様におかれましては、極力マスクの持参および着用をお願い申し上げます。
- ・本株主総会においては、感染防止のための措置を講ずることがございますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。例えば、体調不良と判断した株主様についてご入場をお断りしたり、株主様同士の間隔を確保するため入場者数を制限したりする場合がございますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。
- ・当社関係者は、マスク着用で対応させていただく場合がございます。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（7名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数 (2021年3月31日現在)
1	たにむらいたる 谷村格 (1965年2月10日生)	1987年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 1999年12月 マッキンゼー・アンド・カンパニーパートナー（共同経営者） 2000年9月 当社代表取締役（現任）	19,457,800株
2	とまるあきひこ 都丸暁彦 (1972年10月29日生)	1996年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 2003年1月 当社入社 2003年10月 So-net M3 USA Corporation（現 M3 USA Corporation）取締役（現任） 2012年6月 当社取締役（現任）	338,000株
3	つちやえいじ 槌屋英二 (1964年12月13日生)	1987年4月 朝日生命保険相互会社入社 2000年2月 デロイト・トーマツコンサルティング（現 アビームコンサルティング株式会社）入社 2001年9月 株式会社GMDコーポレートファイナンス（現 株式会社KPMG FAS）入社 2006年8月 当社入社 2012年8月 当社執行役員 2016年6月 当社取締役（現任）	29,800株
4	いずみやかずゆき 泉屋一幸 (1971年11月21日生)	1996年4月 日本ゼネラルモーターズ株式会社入社 1998年10月 日本デルファイ・オートモーティブ・システムズ株式会社入社 2004年9月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 2010年1月 当社入社 2014年5月 当社執行役員 2018年6月 当社取締役（現任）	15,600株
5	うらえあきのり 浦江明憲 (1958年5月3日生)	1984年5月 鹿児島大学医学部第二外科入職 1987年10月 九州臨床薬理研究所開設 所長 1989年8月 医療法人相生会理事 1993年11月 スタンフォード大学メディカルセンター臨床薬理研究員 1997年7月 医療法人相生会理事長 2003年4月 福岡大学非常勤講師 2003年12月 株式会社メディサイエンスプランニング入社 福岡支店長 2005年2月 同社取締役 2005年3月 同社代表取締役社長 2009年11月 同社代表取締役会長CEO 2010年9月 同社取締役会長CEO 2011年9月 同社代表取締役会長兼社長CEO（現任） 2014年6月 当社取締役（現任）	712,600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数 (2021年3月31日現在)
6	よし だ けん いちろう 吉 田 憲 一 郎 (1959年10月20日生)	1983年4月 ソニー株式会社(現 ソニーグループ株式会社)入社 2000年7月 ソニーコミュニケーションネットワーク株式会社(現 ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)入社 2000年9月 当社取締役(現任) 2001年5月 ソニーコミュニケーションネットワーク株式会社執行役員 2005年4月 同社代表取締役社長 2013年12月 ソニー株式会社執行役EVP CSO兼デビュティCFO 2014年4月 同社代表執行役EVP CFO 2014年6月 当社取締役(現任) 2015年4月 同社代表執行役副社長兼CFO 2018年4月 同社代表執行役社長兼CEO 2020年6月 同社代表執行役会長兼社長 CEO(現任)	—

- (注) 1. 吉田憲一郎氏は、社外取締役候補者であります。
2. 吉田憲一郎氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は経営者としての豊富な知識、経験を有していることから、経営陣から独立した客観的な視点から当社経営に対する有益な助言を期待したためであります。なお、同氏が代表執行役を務めるソニーグループ株式会社は当社の主要株主であり、当社は同社から新型コロナウイルス感染症対策の協業に係る寄付を受けているほか、同社と当社との間には医療・ヘルスケア領域における協業に関する取引がありますが、同社と当社との間の年間取引額が当社及び同社の連結売上高に占める比率はいずれも1%未満であり、当社の社外取締役としての職務遂行に影響を与えるものではございません。他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 吉田憲一郎氏は、現在当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって7年となります。
4. 当社は、吉田憲一郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、当社取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれており、各候補者が取締役に再任された場合、各氏は引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、当社は、本議案により選任された取締役の任期中に、当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対するストックオプションによる報酬支給の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）に対するストックオプションによる報酬支給については、2016年6月29日開催の第16回定時株主総会において、年額1,000百万円以内（うち社外取締役500百万円以内）の取締役の報酬額とは別枠で、各事業年度にかかる定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の上限個数（2018年10月1日を効力発生日とし、1株につき2株の割合をもって分割した株式分割による調整後の個数）を時価型ストックオプション12,000個（うち社外取締役600個）および株式報酬型ストックオプション7,200個（うち社外取締役360個）とし、その報酬等の額は、割当日における各新株予約権の公正価額に、割当日において在任する取締役に割り当てる各新株予約権の総数をそれぞれ乗じた額とする旨ご承認いただいております。

本年3月1日施行の「会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）」により、取締役に對する報酬としての新株予約権の付与については、その具体的な内容につき株主総会の承認を得ることが求められたことから、下記新株予約権の内容につき、ご承認をお願いするものであります。

当社の取締役に付与するストックオプション報酬の算定方法（詳細は下記2．参照）および内容（詳細は下記1．参照）は、いずれも、取締役会の決議により定めた当社の取締役の個人別報酬の内容についての決定方針（詳細は本株主総会招集ご通知提供書面20頁参照）を踏まえ、当社の中長期的な業績向上に対する取締役の貢献意欲や士気をより一層高めることおよび株主価値を重視した経営を一層推進することを目的とし、会社業績ならびに当社における業務執行の状況および貢献度等を勘案して定めたものであり、また、仮に今後10年間にわたり上限に相当する数の本新株予約権を付与し、全ての新株予約権が行使された場合の発行済株式総数に占める割合は約2.8%とその希釈率は軽微であることから、当該算定方法および内容は相当なものであると考えております。

また、監査等委員会から、取締役が当社の企業価値向上のための責務を果たすにあたり、当該報酬等の内容は相当であると判断したとの意見表明を受けております。

なお、当社の現在の取締役（監査等委員である取締役を除く）は7名（うち社外取締役2名）であり、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は6名（うち社外取締役1名）となります。

記

1. 取締役に對するストックオプション報酬としての新株予約権の具体的内容

当社は、時価型ストックオプション（権利行使時の払込金額を時価を基準として決定するもの）および株式報酬型ストックオプション（権利行使時の払込金額を1株当たり1円とするもの）を、ストックオプション報酬として取締役に對し付与します。以下に定める事項は、別段の記載がない限り、時価型ストックオプションとしての新株予約権および株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に共通するものとします。

(1) 新株予約権の総数

各事業年度にかかる定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の上限個数は、次のとおりとする。ただし、下記(2)に記載の付与株式数を調整すべき事由が生じた場合には、上限個数を付与株式数の調整に準じて合理的に調整するものとする。

- ① 時価型ストックオプション 12,000個（うち社外取締役600個）
- ② 株式報酬型ストックオプション 7,200個（うち社外取締役360個）

(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、かかる調整は各新株予約権のうち当該時点において権利行使されていない各新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数を調整すべきやむを得ない事由が生じた場合にも、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

① 時価型ストックオプション

各新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭）の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けられることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という）の平均値とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株式への無償割当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

② 株式報酬型ストックオプション

各新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭）の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けられることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(4) 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

① 時価型ストックオプション

新株予約権の割当日から割当日後10年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

② 株式報酬型ストックオプション

新株予約権の割当日から割当日後30年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件の概要

- ① 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ② 株式報酬型ストックオプションについては、割当日から3年間を経過した日または当社の取締役の地位を喪失した日のいずれか早い日以降でない、新株予約権を行使することができないものとする。
- ③ 新株予約権者が当社または当社の子会社もしくは関連会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社および関連会社とする）の役員（監査役を含む）または使用人のいずれの地位をも喪失した場合（ただし、新株予約権者が死亡、精神または身体の故障による就業不能により地位を喪失した場合を除く）には、原則として、新株予約権者は、当該事由が生じた時点以降未行使の新株予約権を行使することができないものとする。ただし、かかる地位を喪失した日において行使可能となっている新株予約権については、その日から6ヶ月を経過した日に、当該事由が生じたものとする。
- ④ その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の取得に関する事項の内容の概要

- ① (i) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、(ii) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、(iii) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、(iv) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または(v) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表取締役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(7)の定めにより新株予約権を行使することができなくなった場合、その他理由のいかんを問わず権利を行使することができなくなった場合は、当社は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ その他の取得に関する事項は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(9) 新株予約権のその他の内容等

上記(1)から(8)の細目その他の新株予約権の内容等は、新株予約権の募集事項および細目等を決定する取締役会において定めるものとする。

2. 取締役の報酬等の具体的な算定方法

当社の取締役に付与するストックオプションとしての報酬等の額は、割当日における時価型ストックオプションまたは株式報酬型ストックオプションとしての各新株予約権の公正価額に、割当日において在任する取締役に割り当てる時価型ストックオプションまたは株式報酬型ストックオプションとしての各新株予約権の総数をそれぞれ乗じた額とします。各新株予約権の公正価額は、割当日において適用すべき諸条件をもとにモンテカルロ・シミュレーションを用いて算定します。

以 上

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

国内においては、医師会員30万人以上が利用する医療従事者専門サイト「m3.com」を中心に様々なサービスの展開をしています。

メディカルプラットフォームでは、「m3.com」のプラットフォーム上で会員医師が主体的、継続的に高頻度で情報を受け取る「MR君」ファミリーの各種サービスに加え、会員医療従事者を対象とした調査サービス、会員へ医療情報以外のライフサポート情報を提供する「QOL君」等の一般企業向けマーケティング支援サービス等、顧客の意図や用途により選べるサービスメニューを提供しています。また、次世代MR「メディカルマーケター」の提供、医療系広告代理店等の事業を、グループ各社を通じて展開しています。

エビデンスソリューションでは、治験に参加する施設・対象患者を発見する治験支援サービス「治験君」を核に、大規模臨床研究支援サービス、治験業務の支援を行うCRO、治験実施医療機関において治験業務全般の管理・運営を支援するSMO等の事業を、グループ各社を通じて提供しています。

キャリアソリューションでは、エムスリーキャリア株式会社において、医師、薬剤師向けの求人求職支援サービスの展開を進めています。

サイトソリューションでは、医療機関の運営をサポートする各種サービスを展開しています。

さらに、一般の方々からの健康や疾病に関する質問に「m3.com」登録医師が回答する「AskDoctors」(<https://www.AskDoctors.jp/>)や医療福祉系国家試験の対策等の事業を行う株式会社テコムに加え、LINE株式会社と設立したオンライン医療事業を目的とした持分法適用関連会社「LINEヘルスケア株式会社」においてもサービス展開を進めています。

海外においては、米国で、医療従事者向けウェブサイト「MDLinx」を運営し、この会員基盤を活かした製薬会社向けサービスの他、医師向けの転職支援サービスや治験支援サービスも展開しています。欧州では、英国で医師向けウェブサイト「Doctors.net.uk」において製薬会社向けサービスの展開を進める他、フランス、ドイツ、スペインでVidal Groupを通じて医薬品情報データベースの提供を行っています。中国、インドにおいても順調に事業を拡大しています。

また、日本、米国、欧州、中国、韓国をはじめ、当社グループが世界中で運営する医療従事者向けウェブサイト及び医師パネルに登録する医師は合計で約600万人となっており、医師パネルを活用したグローバルな調査サービスの提供も行っています。

当連結会計年度の業績は、以下のとおりです。

(当期の業績)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		比較増減	
売上収益	130,973		169,198		+38,225	+29.2%
営業利益	34,337		57,972		+23,635	+68.8%
税引前当期利益	34,610		58,264		+23,655	+68.3%
当期利益	24,153		41,198		+17,045	+70.6%

(セグメントの業績)

(単位：百万円)

		前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		比較増減	
メディカル プラットフォーム	セグメント売上収益	51,270		77,076		+25,806	+50.3%
	セグメント利益	19,253		37,903		+18,650	+96.9%
エビデンス ソリューション	セグメント売上収益	21,365		19,473		△1,892	△8.9%
	セグメント利益	4,699		3,618		△1,081	△23.0%
キャリア ソリューション	セグメント売上収益	15,393		13,537		△1,857	△12.1%
	セグメント利益	4,151		3,753		△398	△9.6%
サイト ソリューション	セグメント売上収益	12,223		16,555		+4,332	+35.4%
	セグメント利益	944		1,537		+594	+62.9%
海外	セグメント売上収益	29,961		42,147		+12,186	+40.7%
	セグメント利益	5,722		12,599		+6,877	+120.2%
その他エマージング 事業群	セグメント売上収益	3,286		3,328		+41	+1.3%
	セグメント利益	513		950		+436	+85.0%
調整額	セグメント売上収益	(2,526)		(2,919)		—	—
	セグメント利益	(945)		(2,387)		—	—
合計	売上収益	130,973		169,198		+38,225	+29.2%
	営業利益	34,337		57,972		+23,635	+68.8%

①メディカルプラットフォーム

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い製薬会社の需要が急激に拡大し、セグメント売上収益は、77,076百万円（前期比50.3%増）となりました。製薬マーケティングチームの強化等、将来の成長に向けた積極的な先行投資により、人件費を中心として販売費及び一般管理費は増加しているものの、売上増加によりセグメント利益は37,903百万円（前期比96.9%増）となりました。

②エビデンスソリューション

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い複数の治験プロジェクトが一時的に停止したこと等によりセグメント売上収益は19,473百万円（前期比8.9%減）、セグメント利益は3,618百万円（前期比23.0%減）となりました。

③キャリアソリューション

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い薬剤師を中心に転職動向が低調となったこと等により、セグメント売上収益は13,537百万円（前期比12.1%減）、セグメント利益は3,753百万円（前期比9.6%減）となりました。

④サイトソリューション

提携医療機関の増加により、セグメント売上収益は16,555百万円（前期比35.4%増）、セグメント利益は1,537百万円（前期比62.9%増）となりました。新型コロナウイルス感染症拡大に伴うマイナス影響は限定的なものとなっています。

⑤海外

新型コロナウイルス感染症拡大に伴いオンラインサービスに対する需要が拡大したことにより、アジア地域が大きく成長したほか、米国において新型コロナウイルス感染症に関連する治験プロジェクトの受注が拡大しました。これらの結果、セグメント売上収益は42,147百万円（前期比40.7%増）、セグメント利益は12,599百万円（前期比120.2%増）となりました。

⑥その他エマージング事業群

オンライン診療等の新規事業への投資が拡大しているものの、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業へのマイナス影響からは回復傾向にあり、セグメント売上収益は3,328百万円（前期比1.3%増）、セグメント利益は950百万円（前期比85.0%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの売上収益は169,198百万円（前期比29.2%増）、営業利益は57,972百万円（前期比68.8%増）、税引前当期利益は58,264百万円（前期比68.3%増）、当期利益は41,198百万円（前期比70.6%増）となりました。

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、特に記載すべき事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました当社グループの設備投資の総額は2,095百万円で、その主なものは、事業拡大のためのサーバ及びソフトウェア投資並びにオフィス環境整備のための新規投資等です。

(4) 重要な組織再編等

当連結会計年度においては、特に記載すべき事項はありません。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況

	第18期 2018年3月期	第19期 2019年3月期	第20期 2020年3月期	第21期 (当連結会計年度) 2021年3月期
売上収益 (百万円)	94,471	113,059	130,973	169,198
営業利益 (百万円)	27,486	30,800	34,337	57,972
当期利益 (百万円)	19,225	21,346	24,153	41,198
基本的1株当たり当期利益 (円)	27.99	30.22	31.89	55.73
資産合計 (百万円)	116,441	137,306	221,839	273,123
資本金合計 (百万円)	85,167	102,276	171,601	207,260

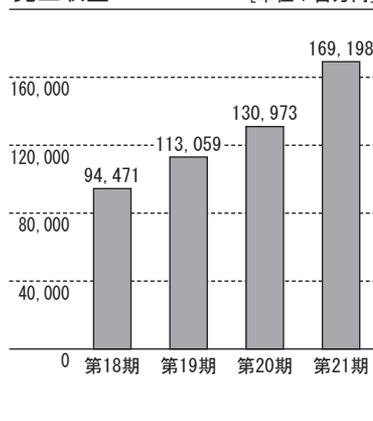
- (注) 1 会社計算規則第120条第1項の規定により国際会計基準 (IFRS) に準拠して連結計算書類を作成しています。
 2 第19期よりIFRS第9号「金融商品」の規定を適用しており、第18期の期首に遡って遡及適用しています。
 3 当社は、2018年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っています。第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して「基本的1株当たり当期利益」を算定しています。
 4 各期の期中平均株式数は以下のとおりです。

	第18期	第19期	第20期	第21期
期中平均株式数	647,614,664株	647,810,235株	678,454,248株	678,664,147株

期中平均株式数については、(注)3記載の株式分割が第18期の期首に行われたと仮定して算定しています。

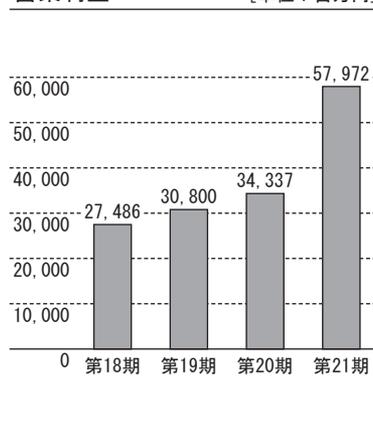
売上収益

[単位：百万円]



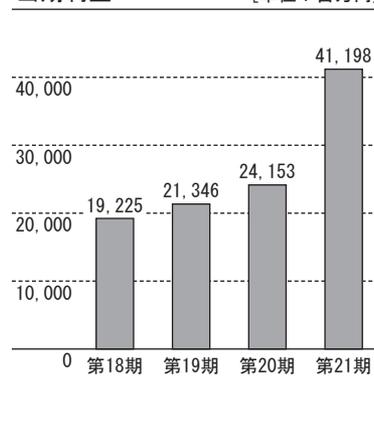
営業利益

[単位：百万円]



当期利益

[単位：百万円]



②当社の財産及び損益の状況

	第18期 2018年3月期	第19期 2019年3月期	第20期 2020年3月期	第21期 (当事業年度) 2021年3月期
売上高 (百万円)	22,226	22,161	27,012	49,911
経常利益 (百万円)	16,562	12,195	17,730	30,781
当期純利益 (百万円)	11,992	8,855	12,232	21,994
1株当たり当期純利益 (円)	18.52	13.67	18.03	32.41
総資産 (百万円)	83,910	97,813	163,203	195,398
純資産 (百万円)	58,956	65,850	122,874	139,845

- (注) 1 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第19期の期首から適用しており、第18期の「当社の財産及び損益の状況」については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっています。
- 2 当社は、2018年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っています。第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して「1株当たり当期純利益」を算定しています。

(6) 対処すべき課題

当社グループでは、対処すべき課題として以下の項目に取り組んでいます。

①継続的な成長の実現

現在、当社グループの国内における事業は、医療従事者専門サイト「m3.com」の運営と、このサイトを通じて繋がる30万人以上の医師会員を含む、医療従事者会員へのアクセスを中核に展開しています。

「m3.com」は、「More Contributions to More Doctors」をスローガンに掲げ、「医師をはじめとする医療従事者が抱える課題を『あらゆる方法で解決する』プラットフォーム」を目指し、専門医療情報に特化したニュース、サーチエンジン、ディレクトリ、文献検索、会員専用コミュニティサイト、独自コンテンツ等を会員に対して無料で提供することにとどまらず、医療現場の課題を会員の皆様から直接募集し、その課題をエムスリーの持つ多種多様な経験・専門性の高いスキルを有する人材、ビッグデータ、プロダクト、といったアセットを提供し、活用いただくことで解決する施策等を実施しています。

メディカルプラットフォームでは、「m3.com」のプラットフォーム上で会員医師が主体的、継続的に高頻度で情報を受け取れる「MR君」ファミリーの各種サービスに加え、会員医療従事者を対象とした調査サービス、会員へ医療情報以外のライフサポート情報を提供する「QOL君」等の一般企業向けマーケティング支援サービス等、顧客の意図や用途により選べるサービスメニューを提供しています。また、次世代MR「メディカルマーケター」の提供、医療系広告代理店等の事業を、グループ各社を通じて展開しています。

エビデンスソリューションでは、治験に参加する施設・対象患者を発見する治験支援サービス「治験君」を核に、大規模臨床研究支援サービス、治験業務の支援を行うCRO、治験実施医療機関において治験業務全般の管理・運営を支援するSMO等の事業を、グループ各社を通じて提供しています。

キャリアソリューションでは、エムスリーキャリア株式会社において、医師、薬剤師向けの求人求職支援サービスの展開を進めています。

サイトソリューションでは、医療機関の運営をサポートする各種サービスを展開しています。

さらに、一般の方々からの健康や疾病に関する質問に「m3.com」登録医師が回答する「AskDoctors」 (<https://www.AskDoctors.jp/>) や医療福祉系国家試験の対策等の事業を行う株式会社テコムに加え、LINE株式会社と設立したオンライン医療事業を目的とした持分法適用関連会社「LINEヘルスケア株式会社」においてもサービス展開を進めています。

海外においては、米国で、医療従事者向けウェブサイト「MDLinx」を運営し、この会員基盤を活かした製薬会社向けサービスの他、医師向けの転職支援サービスや治験支援サービスも展開しています。欧州では、英国で医師向けウェブサイト「Doctors.net.uk」において製薬会社向けサービスの展開を進める他、フランス、ドイツ、スペインでVidal Groupを通じて医薬品情報データベースの提供を行っています。中国、インドにおいても順調に事業を拡大しています。

また、日本、米国、欧州、中国、韓国をはじめ、当社グループが世界中で運営する医療従事者向けウェブサイト及び医師パネルに登録する医師は合計で約600万人となっており、医師パネルを活用したグローバルな調査サービスの提供も行っています。

今後も、引き続き、次の4項目での成長、展開に重点を置いた経営を進めていきます。

- ・「m3.com」サイトの一層の価値向上

サイトの内容、機能の充実を進め、より多くの医療従事者会員からの、より多くのトラフィックを獲得することで、この「場」を活かして提供する他の様々なサービスの価値を底上げしていきます。

- ・メディカルプラットフォーム事業の更なる成長

「MR君」ファミリーをはじめ、製薬会社等の顧客への各サービス展開に加え、疾病、医療課題を解決し、医療の全体最適の実現に向けて、経営資源を投入していきます。

- ・新規事業の立ち上げ

「双方向コミュニケーションで繋がった、医師をはじめとする医療従事者会員」のプラットフォームから生み出される事業機会は数多く、順次事業化を進めていきます。また、グループ各社の事業拡大とグループ内シナジー効果の最大化を図ります。

- ・海外展開

日本と同様に、海外においても医療従事者向けプラットフォームを活かした製薬会社向けマーケティング支援、調査、医師向け転職支援、治験事業等のサービスを展開しています。日本で開発したサービスの海外展開を進めることに加え、その国のニーズにあった独自サービスの開発も進めていきます。

なお、当社グループでは成長を具現化、促進する手段として、必要に応じて提携、買収、資本参加を進めていきます。

②リスクマネジメント

当社グループの事業運営に影響を持ち得る、事業環境、コンプライアンスなどの様々な側面でのリスク要因の、経営への影響を最小化すべく、予防的措置に取り組みます。

(7) 当社グループの主要な事業セグメント（2021年3月31日現在）

当社グループの事業は、国内における医師会員30万人以上が利用する医療従事者専門サイト「m3.com」、米国の「MDLinx」や英国の「Doctors.net.uk」等の当社グループが世界中で運営する医療従事者のプラットフォームを中心に様々なサービスの展開をしています。

①メディカルプラットフォーム

主要サービス	主要サービスの内容
医療関連会社マーケティング支援	「m3.com」のプラットフォーム上で会員医師が主体的、継続的に高頻度で情報を受け取れる「MR君」ファミリーをはじめとする、インターネットを活用した医師への情報提供をサポートするマーケティング支援事業。
調査	医療従事者を対象とした受注型または定型の各種調査の受託。
一般企業向けマーケティング支援	会員へ医療情報以外のライフサポート情報を提供する「QOL君」等の一般企業向けサービスの提供。
開業・経営サービス	開業準備医師や開業後の診療所の経営支援事業。
「治験君」サービス	「m3.com」上で治験に参加する施設・対象患者を発見する治験支援サービスの提供。
CSO事業	医薬品・医療機器等の営業活動及びマーケティング業務等の受託。
電子カルテ等の開発・販売	医療機関向け電子カルテ等の開発・販売・サポート事業。
医療機器等の開発・販売	医療機関向け医療機器の販売・開発・サポート事業。

②エビデンスソリューション

主要サービス	主要サービスの内容
CRO事業	臨床開発業務の支援及び大規模臨床研究の支援。
SMO事業	治験実施医療機関における治験業務全般の管理・運営の支援。

③キャリアソリューション

主要サービス	主要サービスの内容
医療従事者等向け人材サービス	医師、薬剤師向けの総合キャリアサービスの提供。 人材紹介、「m3.com CAREER」等への求人広告掲載等。

④サイトソリューション

主要サービス	主要サービスの内容
医療機関の運営サポート	医療機関に対する経営支援、コンサルティングサービス等の提供。
訪問看護	訪問看護サービスの提供。

⑤海外

主要サービス	主要サービスの内容
マーケティング支援	海外におけるインターネットを利用した製薬会社等の営業、マーケティング支援事業等の提供。
調査	海外における医療従事者を対象とした調査サービス。
医療従事者向け人材サービス	海外における医師向け転職支援サービス及び病院向け医師プロフィールデータベースライセンスの提供等。
治験支援事業	海外における治験実施施設の運営、治験業務の管理・運営支援。

(8) 当社グループの主要拠点等 (2021年3月31日現在)

当社本社	東京都港区	
国内子会社	株式会社日本アルトマーク	(東京都港区)
	株式会社メディサイエンスプランニング	(東京都港区)
	エムスリーキャリア株式会社	(東京都港区)
	株式会社シーユーシー	(東京都中央区)
	ソフィアメディ株式会社	(東京都品川区)
海外子会社	M3 USA Corporation	(米国)
	M3 Wake Research, Inc.	(米国)
	M3 (EU) Limited	(英国)
	VIDAL France S. A. S.	(フランス)
	Neuroglia Health Private Limited	(インド)

(9) 当社グループの使用人の状況 (2021年3月31日現在)

①当社グループの使用人の状況

セグメントの名称	従業員数 (名)	
メディカルプラットフォーム	1,627	(362)
エビデンスソリューション	1,971	(92)
キャリアソリューション	621	(443)
サイトソリューション	1,819	(522)
海外	1,987	(15)
その他エマージング事業群	129	(12)
全社 (共通)	95	(12)
合計	8,249	(1,458)

- (注) 1 従業員数欄の () は、臨時従業員の年間平均雇用人数を外数で記載しています。
- 2 使用人数が当連結会計年度において1,122名増加していますが、新規連結子会社の増加により62名増加したこと及び、業容拡大等により、メディカルプラットフォームで226名、サイトソリューションで538名、海外で372名増加したことが主な要因です。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続月数
554名	+81名	34.5歳	40.6ヶ月

(注) 1 使用人数には、社外から当社への出向者を含みます。

2 上記使用人のほか、事業年度末日現在において268名の臨時従業員がいます。

(10) 重要な子会社の状況 (2021年3月31日現在)

会社名	資本金	議決権比率 (注1)	主要な事業内容
株式会社日本アルトマーク	101百万円	100.0%	(メディカルプラットフォーム) メディカルデータベース事業
株式会社メディサイエンスプラニング	100百万円	100.0%	(エビデンスソリューション) 臨床開発業務を支援するCRO (医薬品開発業務受託機関) 事業
エムスリーキャリア株式会社	100百万円	51.0%	(キャリアソリューション) 医療従事者及び関連人材を対象とした人材サービス事業
株式会社シーユーシー	1,063百万円	84.2% (84.2%)	(サイトソリューション) 医療機関の運営サポート事業
ソフィアメディ株式会社	84百万円	84.2% (84.2%)	(サイトソリューション) 指定訪問看護ステーションの運営
M3 USA Corporation	500 千米ドル	100.0%	(海外) 米国におけるインターネットを利用した製薬会社等の営業・マーケティング支援事業
M3 Wake Research, Inc.	0 千米ドル	100.0% (100.0%)	(海外) 米国における治験支援事業
M3 (EU) Limited	7,616 千英ポンド	100.0% (100.0%)	(海外) 欧州におけるインターネットを利用した製薬会社等の営業・マーケティング支援事業
VIDAL France S.A.S.	100 千ユーロ	100.0% (100.0%)	(海外) フランスにおける医薬品情報のデータベース関連事業
Neuroglia Health Private Limited	100 千インドルピー	70.0% (70.0%)	(海外) インドにおける医学教育事業

(注) 1 議決権所有割合欄の () 内は、間接所有割合で内数です。

2 当事業年度末日における特定完全子会社はありません。

(11) 主要な借入先及び借入額

当連結会計年度においては、特に記載すべき事項はありません。

(12) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社では、経営基盤を強化し新たな事業展開に備えるために、利益を内部留保し再投資することを基本方針とした上で、資金需要動向とキャッシュ・フローの状況を勘案し、株主配当の水準を決定しています。

今期においては、利益還元としての株主配当を実施できる状況にあると判断いたしましたので、2021年3月期の1株当たり期末配当金を12円といたしました。

次期においても上述の方針に基づき、資金需要動向とキャッシュ・フローの状況とを勘案し、株主配当の水準を決定する予定です。

2. 株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 2,304,000,000株
(2) 発行済株式の総数 678,740,533株（自己株式45,067株を除く）
(3) 株主数 61,614名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
ソニー株式会社	230,457,800 株	34.0 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	73,998,700	10.9
株式会社日本カストディ銀行	73,382,104	10.8
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	28,208,792	4.2
株式会社NTTドコモ	20,200,000	3.0
谷村 格	19,457,800	2.9
J.P. MORGAN CHASE BANK 385632	18,209,578	2.7
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	10,246,282	1.5
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	8,110,530	1.2
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	6,945,113	1.0

- (注) 1 持株比率は自己株式を控除して計算しています。
2 上記の持株数のうち、信託業務にかかる株式数は次のとおりです。
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 72,971,100株
株式会社日本カストディ銀行 65,409,704株
3 ソニー株式会社は、2021年4月1日付でソニーグループ株式会社に商号変更しています。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2021年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	谷 村 格	—
取締役	都 丸 暁 彦	M3 USA Corporation 取締役
取締役	槌 屋 英 二	—
取締役	浦 江 明 憲	株式会社メディサイエンスプランニング 代表取締役
取締役	泉 屋 一 行	—
取締役	吉 田 憲 一 郎	ソニー株式会社 代表執行役
取締役	森 健 一	株式会社NTTドコモ 常務執行役員スマートライフビジネス本部長
取締役（監査等委員）	井 伊 雅 子	一橋大学国際・公共政策大学院 教授
取締役（監査等委員）	山 崎 繭 加	華道家（IKERU主宰） 株式会社ダイヤモンド社DIAMONDハーバード・ビジネス・レビュー特任編集委員
取締役（監査等委員）	遠 山 亮 子	中央大学大学院 教授 北陸先端科学技術大学院大学 客員教授 凸版印刷株式会社 社外取締役

- (注) 1 取締役吉田憲一郎氏、森健一氏、井伊雅子氏、山崎繭加氏及び遠山亮子氏は、社外取締役です。
- 2 取締役遠山亮子氏は、大学等における経営分野に関する研究及び教授等を通じて、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
- 3 当社は、社外取締役森健一氏、井伊雅子氏、山崎繭加氏及び遠山亮子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
- 4 当社においては、監査等委員全員が社外取締役かつ独立役員であり、社外取締役としての独立性を有していることから、常勤の監査等委員を選任していません。なお、当社においては、監査等委員による内部統制システムを活用した組織的な監査を実施しておりますので、監査の実効性は確保されています。
- 5 取締役吉田憲一郎氏が代表執行役を務めるソニー株式会社は、2021年4月1日付でソニーグループ株式会社に商号変更しています。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としています。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 取締役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しています。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は以下のとおりです。

a. 報酬体系

業務執行を担う取締役の報酬については、単年度及び中長期の業績との連動性が高く、持続的な企業価値の向上を重視した報酬体系とし、毎月定額を支給する基本報酬（金銭報酬）及び当社の中長期的な業績向上や株主を重視した経営に対するインセンティブを目的として原則として年1回通期確定後に付与するストックオプションから構成され、その割合は上記の目的を考慮して定めるものとします。報酬全体の水準は、マーケットの水準も踏まえ優秀な人材確保に必要な報酬水準とします。

業務執行を行わない取締役の報酬については、その職務に鑑み、基本報酬（金銭報酬）のみから構成されます。

b. 取締役の個人別の報酬の内容等の決定方法について

当社は、以下のとおり取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬について決定します。なお、監査等委員である取締役の個人別の報酬については、株主総会決議により承認された範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定します。

・各取締役の個人別の基本報酬については、株主総会決議により承認された範囲内で、取締役会決議に基づき代表取締役社長にその具体的な支給額の決定を委任することとしています。代表取締役社長は、取締役としての職責に応じて、連結営業利益・連結純利益・株価等の会社業績及び他社の役員報酬データ等を総合的に勘案して、個人別の報酬額を最終的に決定します。

・ストックオプションは、株主総会決議により承認された内容に基づく時価型ストックオプション（権利行使時の払込金額を時価を基準として決定するもの）及び株式報酬型ストックオプション（権利行使時の払込金額を1株当たり1円とするもの）から構成され、各取締役（業務執行を行わない取締役を除く）に付与される個人別の各ストックオプションについては、株主総会決議により承認された範囲内で、取締役としての職責、会社業績に対する個々人の貢献度等を総合的に勘案して、取締役会の決議により決定します。

②当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	対象となる 役員の員数 (名)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)	
			基本報酬	非金銭報酬等
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	5 (-)	207 (-)	128 (-)	79 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	3 (3)	18 (18)	18 (18)	- (-)
合計 (社外役員)	8 (3)	224 (18)	146 (18)	79 (-)

- (注) 1 株主総会の決議等による定めは以下のとおりです。
- ・2016年6月29日開催の第16回定時株主総会において、取締役 (監査等委員である取締役を除く) の報酬限度額 (新株予約権の発行による報酬を除く) は、年額1,000百万円以内 (うち社外取締役50百万円以内) と決議いただいています。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員である取締役を除く) の員数は、8名 (うち社外取締役は1名) です。
 - ・同定時株主総会において、当該報酬限度額とは別枠で、各事業年度にかかる定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の上限個数 (2018年10月1日を効力発生日とし、1株につき2株の割合をもって分割した株式分割による調整後の個数) を時価型ストックオプション12,000個 (うち社外取締役600個) 及び株式報酬型ストックオプション7,200個 (うち社外取締役360個) とし、その報酬等の額は、割当日における各新株予約権の公正価値に、割当日において在任する取締役に割り当てる各新株予約権の総数をそれぞれ乗じた額と決議いただいています。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員である取締役を除く) の員数は、8名 (うち社外取締役は1名) です。
 - ・同定時株主総会において、監査等委員である取締役の報酬限度額は、年額50百万円以内と決議いただいています。当該株主総会終結時点の監査等委員の員数は、3名です。
- 2 非金銭報酬等の額は、ストックオプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額です。
- 3 期末日現在の人員は、取締役10名ですが、取締役 (監査等委員である取締役を除く) 2名 (うち社外取締役2名) には報酬は支払っていません。
- 4 当事業年度においては、取締役会は、代表取締役社長 谷村格氏に対し、各取締役 (監査等委員である取締役を除く) の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任しています。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案して各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためです。

(4) 社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職の状況等

取締役 吉田憲一郎氏は、ソニーグループ株式会社の代表執行役です。ソニーグループ株式会社は当社の発行済株式の総数（自己株式を除く）の34.0%を有する株主です。同社から新型コロナウイルス感染症対策の協業に係る寄付を受けているほか、同社と当社との間には医療・ヘルスケア領域における協業に関する取引があります。同社と当社との間の年間取引額が当社及び同社の連結売上高に占める比率はいずれも1%未満であります。

取締役 森健一氏は、株式会社NTTドコモの常務執行役員です。株式会社NTTドコモは当社の発行済株式の総数（自己株式を除く）の3.0%を有する株主であり、同社と当社は、資本・業務提携契約を締結しています。同社と当社との間の年間取引額が当社及び同社の連結売上高に占める比率はいずれも1%未満であります。

取締役 遠山亮子氏は、凸版印刷株式会社の社外取締役です。凸版印刷株式会社と当社との間には特別な関係はありません。

②社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	吉田 憲一郎	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席しました。経営者としての豊富な知識、経験を活かし、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っています。
社外取締役	森 健一	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席しました。経営に関する豊富な知識、経験を活かし、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っています。
社外取締役 (監査等委員)	井伊 雅子	当事業年度開催の取締役会12回の全て及び監査等委員会12回の全てに出席しました。大学教授としての医療に関する幅広い見識や企業の社外取締役としての経験を活かし、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っています。
社外取締役 (監査等委員)	山崎 蘭加	当事業年度開催の取締役会12回の全て及び監査等委員会12回の全てに出席しました。経営コンサルタント等として培ってきた企業経営に関する専門的な知識、経験等を活かし、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っています。
社外取締役 (監査等委員)	遠山 亮子	当事業年度開催の取締役会12回の全て及び監査等委員会12回の全てに出席しました。経営学に関する学識経験者としての専門的な知識、経験等を活かし、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っています。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	49百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	106百万円

- (注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しています。
- 2 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
- 3 当社子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「会計に関するアドバイザー業務」等について対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査等委員会は、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案する議案を決定いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を四捨五入により表示しています。

連結計算書類

連結財政状態計算書（2021年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
資産		負債	
流動資産	164,109	流動負債	50,308
現金及び現金同等物	89,144	営業債務及びその他の債務	20,557
営業債権及びその他の債権	43,676	未払法人所得税	13,017
その他の短期金融資産	26,254	ポイント引当金	2,392
その他の流動資産	5,036	その他の短期金融負債	4,140
		その他の流動負債	10,202
非流動資産	109,013	非流動負債	15,555
有形固定資産	12,198	その他の長期金融負債	6,428
のれん	52,854	繰延税金負債	5,132
無形資産	23,019	その他の非流動負債	3,995
持分法で会計処理されている投資	5,684		
公正価値で測定する金融資産	6,757	負債合計	65,863
その他の長期金融資産	2,416	資本	
繰延税金資産	3,676	親会社の所有者に帰属する持分	199,813
その他の非流動資産	2,409	資本金	29,036
資産合計	273,123	資本剰余金	32,214
		自己株式	△36
		その他の資本の構成要素	1,448
		利益剰余金	137,151
		非支配持分	7,447
		資本合計	207,260
		負債及び資本合計	273,123

（注）記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

連結損益計算書（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額
売上収益	169,198
売上原価	△65,798
売上総利益	103,400
販売費及び一般管理費	△45,038
持分法による投資利益	△28
その他の収益	1,162
その他の費用	△1,524
営業利益	57,972
金融収益	404
金融費用	△111
税引前当期利益	58,264
法人所得税費用	△17,066
当期利益	41,198
以下に帰属する当期利益	
親会社の所有者に帰属	37,822
非支配持分に帰属	3,376
合計	41,198

（注）記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	102,675	流動負債	55,192
現金及び預金	80,302	買掛金	1,454
電子記録債権	140	関係会社預り金	39,587
売掛金	13,157	未払金	97
仕掛品	177	未払費用	1,489
貯蔵品	342	未払法人税等	6,978
前払費用	230	未払消費税等	2,140
関係会社短期貸付金	4,499	前受金	283
その他の他	3,847	賞与引当金	659
貸倒引当金	△18	ポイント引当金	2,221
固定資産	92,723	その他の引当金	210
有形固定資産	644	その他の他	75
建物	418	固定負債	361
器具・備品	225	資産除去債務	361
無形固定資産	750	負債合計	55,553
ソフトウェア	464	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	223	株主資本	138,571
のれん	63	資本金	29,035
その他の他	0	新株式申込証拠金	0
投資その他の資産	91,329	資本剰余金	32,025
投資有価証券	5,699	資本準備金	31,956
関係会社株式	64,154	その他資本剰余金	69
その他の関係会社有価証券	0	利益剰余金	77,547
関係会社長期貸付金	18,177	その他利益剰余金	77,547
長期前払費用	17	繰越利益剰余金	77,547
敷金及び保証金	1,233	自己株式	△36
繰延税金資産	2,121	評価・換算差額等	773
その他の投資等	332	その他有価証券評価差額金	773
貸倒引当金	△404	新株予約権	500
資産合計	195,398	純資産合計	139,845
		負債純資産合計	195,398

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

損益計算書（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売上高		49,911
売上原価		8,470
売上総利益		41,441
販売費及び一般管理費		13,410
営業利益		28,031
営業外収益		
受取配当金	1,683	
投資有価証券売却益	471	
寄付金収入	380	
その他	439	2,973
営業外費用		
投資有価証券評価損	139	
貸倒引当金繰入	59	
その他	25	223
経常利益		30,781
特別利益		
関係会社清算益	225	
その他	0	226
特別損失		
関係会社株式売却損	117	
その他の関係会社有価証券評価損	206	322
税引前当期純利益		30,684
法人税、住民税及び事業税	9,174	
法人税等調整額	△484	8,690
当期純利益		21,994

（注）記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月27日

エムスリー株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久保田 正 崇	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 橋 武 昭	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	光 廣 成 史	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エムスリー株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、エムスリー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月27日

エムスリー株式会社
取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久保田 正 崇 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 橋 武 昭 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	光 廣 成 史 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エムスリー株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた当期の監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な子会社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に関する事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月28日

エムスリー株式会社 監査等委員会

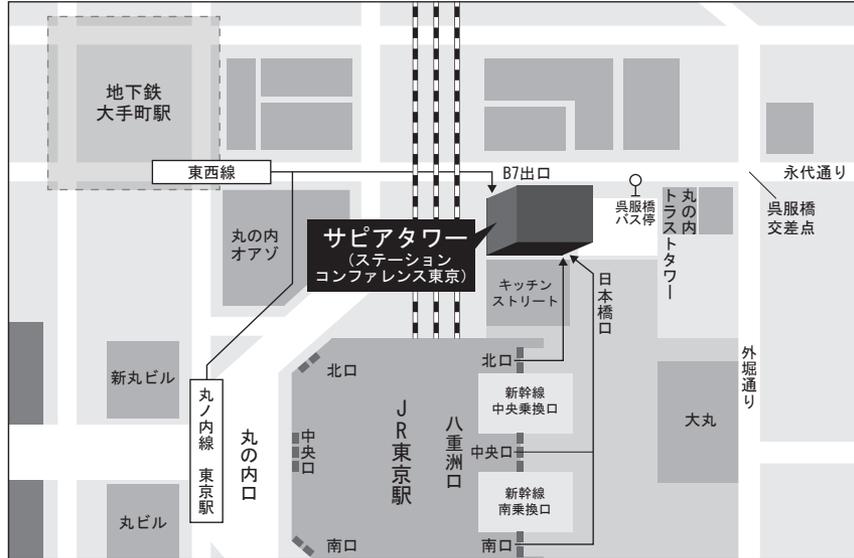
監 査 等 委 員 山 崎 繭 加 ㊟
監 査 等 委 員 井 伊 雅 子 ㊟
監 査 等 委 員 遠 山 亮 子 ㊟

(注) 監査等委員 山崎繭加、井伊雅子及び遠山亮子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
サピアタワー 6階
ステーションコンファレンス東京 602
電話 03-6888-8080



最寄駅 JR東京駅日本橋口直結 八重洲北口改札徒歩2分
東京メトロ東西線大手町駅B7出口直結

駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。